

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 日本エジミウソン財団(以下「財団」という。)が取得する寄付金等に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、寄付金等とは、寄付者が用途を特定しないで寄付した現金(有価証券等を含む。)および物品をいう。

(寄付金等の取得および用途)

第3条 財団は、常時、寄付金等を取得することができる。

2 取得した寄付金等は、定款に定める下記事業に使用するほか、財団の運営上必要な範囲で管理費に使用する。

- ・ 子どもたちが、教育を総合的に身につけることを目的としたスポーツ・学習・文化活動への支援。
- ・ 子どもの貧困対策を目的とした団体や個人への支援。
- ・ 子どもの貧困やその対策に関する調査研究や貧困対策などに関わる関係者との連携や交流。
- ・ 生活貧困世帯の子どもや家族に対する支援の実施。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金等を取得したときは、すみやかに礼状又は受領書を寄付者に送付するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか寄付金等の取扱いに関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に取得した寄付金等については、この規程により取得したものとみなす。